

まちづくり自治基本条例に関するQ & A

Q1：まちづくり自治基本条例って何ですか？

A：この条例は、今ある様々な条例や宣言と違い、まちづくりを進める際の理念に加え、町民の権利や町議会、町政の運営に関する事項などを定めていることから、町が定める条例の最高位に位置する「**まちの憲法**」とされています。

Q2：なぜ条例が必要なのですか？

A：地方分権や市町村合併が進められる中で、奈井江町は、平成16年7月に自律プランを策定し「**協働のまちづくり**」に取り組んできました。

この条例は、奈井江町が進めてきた特徴的な取り組みを条例という形で明らかにしたもので、「**協働のまちづくり**」を一層強固なものにするために、町民、町議会、町が、**まちづくりの理念や制度を共有し、一体**となってまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

Q3：私たち町民は、何をしたら良いのですか？

A：この条例は、まちづくりに関する「**理念・制度・原則**」を定めたもので、条例を施行したからといって、町民生活が急激に変わるものではありません。

しかし、この条例をより有意義なものにするためには、受身的な発想ではなく、一人ひとりが、何ができるのかという意識を持って、自分のできる範囲で積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。

また、町民、町議会、町がそれぞれの立場で、この条例の持つ意義を自覚し、奈井江町にあった条例として「**守り育てる**」ことが重要です。